和水町国土強靭化地域計画

令和2年2月 和水町



目 次

はじ	めに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
第1:	章 基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	基本目標	
2	強靭化を推進する上での基本的な方針	
第2:	章 和水町の地域特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	地理的特性	
2	自然環境	
3	和水町における災害リスク	
第3:	章 脆弱性評価	8
1	評価の枠組み及び手順	
2	評価の結果	
第4:	章 強靭化の推進方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5:	章 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
【別		
脆弱	性評価結果	45
強靭	化推進方針に基づく取組一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65

はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生等を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「国土強靭化基本法」という。)が施行された。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靭化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、熊本県では平成11年の台風18号による被害、平成24年7月の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。また、記憶に新しいものとして平成28年4月14日の夜、そして4月16日未明、わずか28時間の間に熊本県内で震度7を続けて2度も観測するなど、我が国に前例のない大地震は、県内市町村に甚大な被害をもたらした。さらに、平成31年1月3日の和水町を含む熊本県北部地域を襲った震度6弱を観測した地震では、再度、地震の怖さと備えの大切さを痛感させられた。

今後、再び地震や広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの 認識の下、国の国土強靭化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な 復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「和 水町国土強靭化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

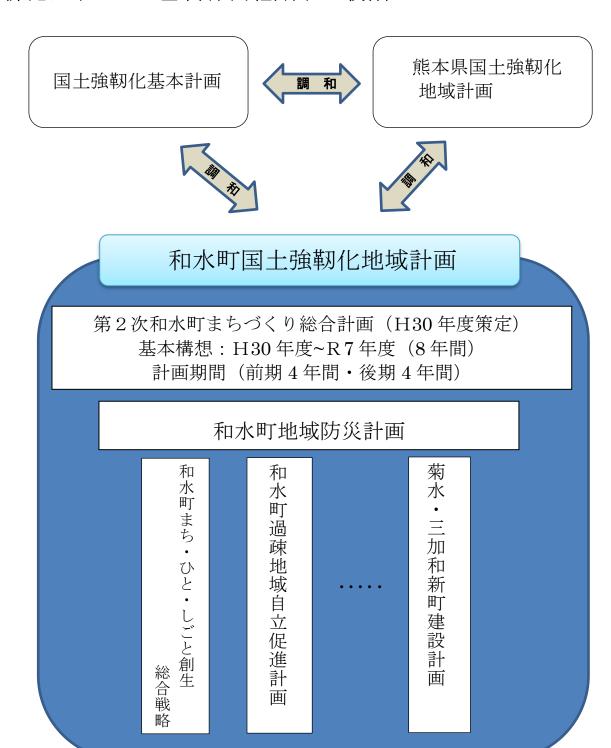
国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靭化の指針として「和水町国土強靭化地域計画」(以下、「町地域計画」という。)を策定する。

町地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、 本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏ま えたものとする。

町地域計画は、和水町地域防災計画や本町の基本方針である「第2次和水町まちづくり総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

〈策定に当たっての基本計画や他計画との関係〉



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靭化基本法第 14 条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靭化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く 誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像を念頭に置き、 和水町が強靭化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に 努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靭化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧 復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得 られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1)強靱化に向けた取組姿勢

- ① 和水町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、県及び町の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を 強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、県、町)と民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靭化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 和水町の地域特性

1 地理的特性

和水町は、熊本県北西部、福岡県との県境に位置し、南北約19km、東西約9km、面積は約98km°である。おおむね山岳に囲まれた丘陵地帯で、県内4大河川の1つである菊池川が町の中央部を大きく湾曲しながら西南部に縦断して流れている。また、その菊池川には、岩村川、十町川、和仁川、内田川及び江田川が町の各方面から流れ込んでいる。

2 自然環境

(1) 和水町の気候

和水町が位置する熊本地方は、熊本平野を中心として夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候である。

(2) 和水町の気象災害の特性

和水町における気象災害は、おもに梅雨の大雨と台風によるものが多く、災害の発生リスクが高まる時期は6月から10月にかけてである。

① 梅雨の大雨による水害

梅雨に大雨をもたらすのは、東シナ海々上の暖かい湿った空気である。この暖かい湿った空気は、梅雨前線の活動が活発なときに熊本県の西側から舌状(湿舌という)となって流入する。流入した湿舌は、県の北側から東側にかけて連なる九州山地の影響を受け地域内に集中的な大雨を降らせる。

② 台風による災害

熊本県では、台風が県内を通過するかあるいは九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が発生する。災害は風雨によるものが多い。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害は少なく大雨による災害が発生する。台風の接近や上陸は夏から秋にかけてが普通である。

3 和水町における災害リスク

(1) 風水害

前述した地理的特性から、本町は梅雨期に多雨域となって、菊池川水系に豪雨をもたらし、山間部は土砂災害の危険地帯となる。また、台風期には台風の進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらし、強風域となる。

本町における主な気象災害は、以上の気象特性と山間地域や河川流域における地盤の

脆弱性や山地田畑の荒廃など諸要因が重なって起こるものである。

【被害状況】

本町における災害は、昭和30年の江田川大水害を始めとして、災害救助法が適用された昭和37年、昭和57年の集中豪雨等による水害がその主流を占めており、これまでの町土、町民の財産の被害は、膨大な額にのぼっている。特に平成2年の水害においては、菊池川周辺の地域はもとより支流の河川のおいても河川氾濫や内水など広い範囲で被害が多く発生し、町民の生活に多くの支障をきたした災害であった。また、平成3年9月、九州北部に上陸した台風19号では、町内全域において長期の停電や山林等の倒木多く発生するなど、甚大な被害をもたらし、平成28年熊本地震においても災害救助法の適用となり、この年の梅雨前線豪雨では、神社の法面が大きく崩壊し、町道や住宅等に大きな被害をもたらした。

(2) 地震災害

① 県内の活断層

本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府-万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「調査委員会」という。)の長期評価によると、日奈久断層帯(八代海区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。(平成29年1月1日現在)

平成28年4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野-白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野-白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%~0.9%であった。

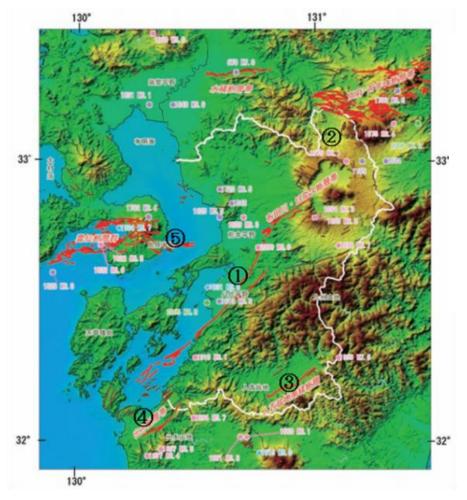
活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯(高野―白旗区間) 沿いで長さ約6km、布田川断層帯(布田川区間)沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層 が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか 28 時間以内に震度 7 の地震が 2 度発生したこと、また前震(平成 28 年 4 月 14 日)・本震(平成 28 年 4 月 16 日)以外にも最大震度 5 弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で 21 回発生したことがある(平成 29 年 9 月 30 日時点)。特に、発災後 15 日間(2 週間)において震度 1 以上を 2,959 回観測してお

り、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多い。

平成31年の1月の和水町を襲った震度6弱の地震の特徴としては、[参考3]の主要活断層以外での地震であり、熊本地震との関連性がない地震であったと考えられる。しかしながら、1ヵ月以内に震度6弱及び5弱の地震を観測していることから、新たな活断層がある可能性が考えられる。

[参考3] 熊本周辺の主要活断層



- ①布田川・日奈久断層帯
- ②別府·万年山断層帯
- ③人吉盆地南縁断層
- ④出水断層帯
- ⑤雲仙断層群

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害(リスク)

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、 本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

+-24, #+ > 1 !					
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態			
	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地に			
		おける火災による死傷者の発生			
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発			
1 大規模自然災害が発生		生			
したときでも人命の保護が	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の浸			
最大限図られる		水による死傷者の発生			
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後			
		年度にわたり脆弱性が高まる事態			
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			
	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援			
		機能の麻痺			
2 大規模自然災害発生直	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
後から救助・救急、医療活	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援			
動等が迅速に行われる(そ		ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺			
れがなされない場合の必要	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
な対応を含む)	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足			
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能			
		の麻痺			
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
3 大規模自然災害発生直 後から必要不可欠な行政機 能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
後から必要不可欠な情報通 信機能は確保する	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
5 大規模自然災害発生後	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
であっても、経済活動(サープライチェーンを含む)を	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
機能不全に陥らせない	5-4	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
MADE I EXCENSE OF SEC.	5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライ チェーンの機能の停止
動に必要最低限の電気、ガ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
ス、上下水道、燃料、交通	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
ネットワーク等を確保する とともに、これらの早期復 旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	7-1	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7 制御不能な二次災害を	7-2	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発 生
発生させない	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事 態
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8 大規模自然災害発生後	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復でき	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事 態
る条件を整備する	8-5	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興 が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各課等において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検 計する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標(KPI)」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性(リダンダンシー)の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性(リダンダンシー)を確保するとともに、業務継続計画(BCP)等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靭化に向けた取組みの実施主体は、国、県、町、防災関係機関、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及 び他市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的 な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が 行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・町だけでなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時においては、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靭化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は土砂災害等の被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯の影響により、今後も強い揺れを引き起こす地震が発生する可能性も高いと思われる。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地に おける火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設課・総務課】

○ 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、住宅耐震改修に対する町民への啓発を 積極的に行う。また、戸建て木造住宅の耐震改修及び危険なブロック塀等の撤去等に係る各 種補助制度の活用に加え、担当する職員等の専門性強化を進める。

(宅地の耐震化) 【建設課】

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、県と連携し、大規模盛 土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては 崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅 速に把握するための体制整備を進める。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園・防火水槽等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制

するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、普及促進を図る。

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務課】

○ ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、ガス事業者による、ガス容器の転倒転落防 止措置の強化や安全装置(自動ガス遮断装置等)の整備促進等の自主保安活動を積極的に促 進する。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

○ 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の 固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて 意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊 急地震速報等を活用した初動対応訓練(シェイクアウト訓練)を実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏ま え、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の 標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、 災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修を実施する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・まちづくり推進課】

- 町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信する J アラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達する L アラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災

情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、 SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(重要業績指標)			
・住宅の耐震化率	42.5% (現状)	\Rightarrow	80% (R 6)
	※和水町建築物耐震改修促進計画より(H28 年度)		
シェイクアウト訓練	1回/年(現状)	\Rightarrow	1回/年(毎年)
・災害対応に係るタイムライン	未作成(現状)	\Rightarrow	作成(R 4)
・防火水槽整備数	223 箇所(現状)	\Rightarrow	233 箇所(R 6)

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務課・社会教育課・学校教育課・健康福祉課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、県等と連携し、吊り 天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等 の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所と して使用できるよう、防火設備の適切な維持管理を促進する。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 【町立病院・きくすい荘】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の 拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 【総務課・建設課】

○ 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

(重要業績指標)

・町有建築物の耐震化率 81% (現状) ⇒ 100% (R 6)

※和水町建築物耐震改修促進計画より(H28 年度)

・スプリンクラー設置状況

町立病院 未設置(現状) ⇒ 設置(R7)

特別養護老人ホーム 設置済み

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の 浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【総務課・建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、住宅地付近 を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、町民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、町のハザードマップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、県と町で構成する協議会を設置し、水防災意識の向上に向けた取組みを進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

○ 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の補修及び耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の 災害対応を時系列で整理したタイムラインを整備し、関係機関が適時適切に対応できるよう 訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの町民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(重要業績指標)

・ハザードマップ 作成済み(現状) ⇒ 改訂(必要時)

• 防災講座 3回/年(現状) ⇒ 6回/年(R6)

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林振興課・建設課・総務課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、県と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害による危険から町民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うと ともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する町民の安全な場所への移転を促進する。

(重要業績指標)

・土砂災害警戒区域等の指定 指定済み(熊本県)

※ ハザードマップと地域防災計画に反映

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(通信手段の機能強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震 化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整 備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー) を図る。

(要支援者対策の推進) 【総務課・健康福祉課】

○ 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、町による避難行動要支援者名簿の見直しや、 個別計画の策定及び見直しを促進する。

(観光客の安全確保等) 【総務課・商工観光課】

○ 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設やホテル等の宿泊施設において、 観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の 実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・商工観光課】

○ 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

○ 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自 主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を 図る。

(学校の災害対応の機能向上) 【学校教育課・総務課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童 生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向 けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(重要業績指標)			
・非常用電源の整備	20 時間(現状) ⇒	72 時間(R 6)	
• 避難行動要支援者名簿	作成済み(現状) ⇒	見直し(毎年)	
• 自主防災組織	66 箇所(100%) ⇒	現状維持(R 6)	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(備蓄の促進) 【総務課・健康福祉課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、 必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を 行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。
- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、町の備蓄方針 の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)

【総務課・まちづくり推進課】

○ 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、他市町村との協定により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課・商工観光課】

○ 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援 物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実 効性を強化する。

(水道施設の耐震化等) 【建設課・税務住民課】

○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【町立病院】

○ 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、県医薬品卸業協会及び県医療機器協会等と締結し、 運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内外における災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(重要業績指標)

- 食料備蓄量
 - 600 人分/日(現状) →
- 1,000 人分/目(R6)

- ・災害発生時における連携協定
 - 1団体(現状/エコアくまもと) ⇒ 3団体(R6)
- · 上水道管耐震化率 6.9% ⇒ 10% (R 6)

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し) 【総務課・健康福祉課・住民課】

○ 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、町において福祉避難所を含めた指定避難所及 び避難場所の見直しを図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)

【総務課・健康福祉課・建設課・税務住民課・学校教育課・社会教育課】

○ 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として 指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸 等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底) 【総務課・健康福祉課】

○ 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉 避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築) 【総務課・健康福祉課・住民課・学校教育課・社会教育課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の町民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を実施する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉課・税務住民課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン(仮称)を策定し、その周知を図るとともに、職員への研修等に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの 作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを実施するとともに、要配慮者や町民に対し て、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

(熊本DCATの連携体制整備) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行う ため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)」 が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の連携体制を整備し、平時から研修や実践訓 練等を行う。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、 NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを 進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(災害時の活動拠点等の整備) 【商工観光課】

○ 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

(重要業績指標)			
・総合防災マップ(避難所掲載)	作成済み(現状)	\Rightarrow	見直し (変更時)
• 指定避難所	16 箇所(現状)	\Rightarrow	見直し(毎年)
• 福祉避難所	4箇所(現状)	\Rightarrow	4箇所
・避難所(福祉)運営マニュアル	未作成 (現状)	\Rightarrow	作成(R 3)

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み)【総務課】

○ 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、町、関係機関等において、 孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、町民の早期避 難や物資備蓄の啓発、防災消防へリを活用した防災訓練等に取り組む。

(防災消防及び警察へリコプターの活用) 【総務課】

○ ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防ヘリ及び 熊本県警察ヘリの活用に係る相互応援協定等による連携強化を促進する。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農林振興課・建設課】

○ 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内外各地域や集落間を結ぶ道路 (農道・林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的 な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、で きるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

○ 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(地域コミュニティの維持) 【総務課・まちづくり推進課】

○ 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林振興課・建設課】

○ 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂 防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、豪雨時 の早期避難体制の整備等を進める。

(農業用排水施設の更新整備及び保全管理) 【農林振興課】

○ 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業 用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

(重要業績指標)

・長寿命化計画を策定した橋梁数 175 橋 (現状) 100% ⇒ 維持 (100%)

・防災訓練 1 地区/年(現状) \Rightarrow 2 地区(R 4)

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、 支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等の町外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時等、町内の実働機関活動の絶対的な不足を補うため、町外からの応援部隊の 受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り 組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、消防団活動に対する企業等の理解を促進し、消防協会等 と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等 の寄贈事業等を活用した町における資機材の整備を促進する。

(熊本DMATの連携体制整備) 【健康福祉課】

○ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム (熊本DMAT)との連携体制を整備するため、日本DMATが実施する専門的な研修の受 講及び訓練への参加を促進する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内外各地域を結ぶ道路の計画 的な整備を進めるとともに、橋梁等の改修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図る ため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(緊急交通路の確保) 【総務課】

○ 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、 直ちに高速道路等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般 車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強 化する。

(重要業績指標)

・消防団員数 488 人(現状) ⇒ 現状維持

・資機材(手袋)の整備 未整備 ⇒ 488 双(R 6)

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料供給体制の構築)【総務課】

○ 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、石油商業組合と、 救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。また、 災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核SS (災害対応型給油所)制度の周知等を図るとともに、燃料を輸送するタンクローリーを緊急 通行車両に認定するための協議を進める。また、国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補 給車の整備を進める。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な 医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、町内外各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の改修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(重要業績指標)

燃料供給体制の構築(協定等) 未締結(現状) ⇒ 締結(R6)

• 町立病院

非常用電源整備済み(現状)受水槽設置済み(現状)

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】

○ 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備

するため、コンビニ等の民間との協定の締結を推進する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務課・まちづくり推進課】

○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(重要業績指標)

・民間事業者 (コンビニ等) との協定 未締結 (現状) ⇒ 3事業所 (R6)

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療 機能の麻痺

(医療施設の耐震化等) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大 を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(BCP等の作成)【町立病院】

○ 大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込んだ業務継続計画(BCP)及び病院防災マニュアルの作成を促進するとともに、災害時医療救護マニュアルを整備する。

(広域災害医療情報システム(EMIS)の活用)【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模災害時、迅速かつ適切な医療・救護を行うため、被災地域内の医療機関の被災状況、 患者受入状況等、災害時における情報の集約や提供が可能な広域災害医療情報システム(E MIS)について、医療機関の登録促進を図るとともに、システム操作等の研修・訓練を定 期的に行う。

(県災害医療コーディネーターの連携) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模災害時、円滑な医療・救護を行うため、県災害対策本部に医療チームの派遣要請や 配置調整等を行う災害医療コーディネーターとの連携を強化し、医療救護活動を充実・強化 する体制を整備する。

(医療救護活動の体制整備) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、 県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し協定を締結し、救護活動に係る 医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図 る。

(熊本DPATとの連携強化) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)との連携を強化し、専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内外各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の改修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(重要業績指標)

• 町立病院

業務継続計画(BCP)及び病院防災マニュアル 未作成 ⇒ 作成(R2年度)

・場外離着陸場 13 箇所 (現状) ⇒ 維持 (R 6)

2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康福祉課・町立病院】

○ 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進すると ともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫 対策に取り組む。

(生活用水の確保) 【税務住民課・総務課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、町民に対し近隣にある井戸の位置や 使用の可否について事前に確認するよう啓発を図り、生活用水の確保について事前の備えを 促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

(下水道BCPの充実) 【建設課】

○ 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止する ため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えると ともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制 を整える。

(重要業績指標)

・下水道事業継続計画(BCP)

作成済み(現状) ⇒ 見直し(変更時)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・学校教育課・社会教育課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、地域振興局ごとに代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を図るとともに、研修会等を通じて、町におけるBCPを周知、徹底する。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等によるネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【学校教育課】

○ 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当課等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画(BCP)の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

○ 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

○ 県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互 の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

(町外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時、町外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担 のルール化等を進める。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

○ 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動 対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

(里安美領指標)		
	/-	

・庁内業務継続計画(BCP) 作成済み(現状) ⇒ 見直し(変更時)

・災害時受援計画 未作成 (現状) ⇒ 作成 (R 2)

・地域防災計画 作成済み (現状) ⇒ 改訂 (毎年)

・職員参集訓練 未実施(現状) ⇒ 1回/年(R4)

・応援体制の構築(協定等)

締結済み/熊本県内各市町村間 ⇒ 福岡県内市町村間 (R4)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

○ 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け、情報伝達手段 を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用 可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(重要業績指標)

・非常用電源の整備(再掲) 20 時間(現状) ⇒ 72 時間(R 6)

・事業書との燃料供給に関する協定書 未締結 ⇒ 1箇所(R6)

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な 整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。ま た、緊急輸送道路における無電柱化を進める。 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機 能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【商工観光課】

○ 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期 に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効 性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工観光課】

○ 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に 実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、 中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化を図るとともに、経営指導員の知 識・ノウハウの習得促進により商工会のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【総務課・まちづくり推進課】

○ 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(石油商業組合との燃料供給体制の構築) 【商工観光課・総務課】

○ 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を 防ぐため、石油商業組合と燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適 切かつ迅速に行うため、災害時の燃料拠点となる中核SS(災害対応型給油所)制度の周知を 図るとともに、燃料を輸送するタンクローリーを緊急通行車両に認定するための協議を行う。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内外各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(特定事業者及び防災関係機関との連携等) 【総務課】

- 特別防災区域の周辺地域の町民へ、防災上の重要情報や避難勧告等を確実に伝達できるよう、訓練等を通じて情報伝達体制を整備する。
- 産業施設の損壊等の災害が発生した際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練の実施や事業継続計画(BCP)の策定を促進する。

5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農林振興課】

○ 地震や豪雨に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、 用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農林振興課・建設課】

○ 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等 を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の 計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農林振興課】

○ 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に 強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(共済加入の促進) 【農林振興課】

○ 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図 る

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に 電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急 に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急 復旧対策等について連携の強化を図る。

(石油商業組合との燃料供給体制の構築) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、石油商業組合と燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核SS(災害対応型給油所)制度の周知を図るとともに、燃料を輸送するタンクローリーを緊急通行車両に認定するための協議を行う。

(電気、ガスBCPの策定) 【総務課】

○ 大規模災害時の電力及びガス施設の被災によるエネルギー供給の長期停止を防止するため、 関係事業者の事業継続計画(BCP)策定に向けた取組みを促進する。

(重要業績指標)

石油商業組合との協定締結 未締結 (現状) ⇒ 締結 (R6)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(応急給水体制の整備) 【建設課】

○ 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び、応援給水体制を確保するため、平 時からの連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(上水道BCPの策定) 【建設課】

○ 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、町及び関係事業者の事業継続計画(BCP)策定に向けた取組みを推進する。

(重要業績指標)				
・上水道事業継続計画(BCP)	未策定(現状)	\Rightarrow	策定(R6)	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【建設課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、流域下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。また、下水道施設等の耐震化等を促進する。
- 災害時の避難所等における町民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

(浄化槽の整備等) 【建設課】

○ 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への 転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、 その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。

(重要業績指標)			
• 下水道管耐震化率	100%(現状)	\Rightarrow	100% (R 6)
• 合併浄化槽普及率	61.6% (現状)	\Rightarrow	62% (R7)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課・農林振興課】

○ 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内外各地域や集落間を結ぶ道路 (農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的 な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物 資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

○ 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を 防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修 等を進めるとともに、通行空間確保のため、無電柱化を計画的に進める。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設課】

○ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(重要業績指標)

・応急危険度判定等研修会への参加 1回/年(現状) ⇒ 2回/年(R3)

7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害 の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林振興課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点 検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進める。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正 な維持管理を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設課】

○ 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の 更新等を行う。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【総務課・税務住民課】

○ 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・ 事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準 備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県及び事業者と連 携した取組みを進める。

(アスベスト対策) 【総務課・建設課】

○ 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【総務課】

○ 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止する ため、特殊災害(NBC災害)に対応する資機材の整備を進める。

(重要業績指標)

・防じんマスクの備蓄 備蓄無(現状) ⇒ 10 個(R4)

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林振興課・農業委員会】

○ 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備 し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農 業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適 切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【農林振興課・税務住民課】

○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止す

るため、県と連携し、町民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の 総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進) 【農林振興課】

○ 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林振興課・建設課】

○ 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設 の計画的な整備を推進する。

(中山間地域の振興) 【農林振興課・まちづくり推進課】

○ 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、 地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを 支援する。

(重要業績指標)				
・農業の担い手数	164 人(現状)	\Rightarrow	175人 (R3)	
• 有害鳥獣捕獲頭数	396 頭/年(現状)	\Rightarrow	450頭/年 (R3)	

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課・商工観光課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確 な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 県や観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた 迅速な情報発信を行う。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定) 【税務住民課】

○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や 処理方法などを定めた、災害廃棄物処理計画の策定を推進する。

(仮置場の選定) 【税務住民課・住民課】

○ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに町に おける仮置場候補地の選定を促進する。

(県、他市町村支援体制整備) 【税務住民課】

○ 甚大な被害により町における災害廃棄物処理が困難となった場合に備え、迅速かつ適切な 処理が行えるよう、県、他市町村等との協定の締結等、災害廃棄物処理体制の整備を図る。

(関係団体等との連携) 【税務住民課】

○ 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、 県及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

(重要業績指標) ・災害廃棄物処理計画 策定済み(現状) ⇒ 改訂(変更時)

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 【建設課・総務課】

○ 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関 係団体との連携体制を強化する。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)との協定を締結し、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。
- 大規模災害時、町とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携 ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(罹災証明書の速やかな発行) 【税務住民課・建設課】

○ 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被 害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、応援職員を想定したマニュアルの整 備等を行う。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【社会教育課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の 専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に 必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(重要業績指標)

・大規模災害時の支援活動に関する協定 締結/和水町建友会(現状)

・災害ボランティアセンター設置要綱 策定済み(和水町社会福祉協議会)

・罹災証明書発行マニュアル 未作成(現状) ⇒ 作成(R6)

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【健康福祉課・建設課・総務課】

○ 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的 な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅 の候補地をあらかじめ定め、町民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用す る借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、 事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

(地籍調査の実施) 【税務住民課】

○ 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等 を明確にする。

(相談体制の整備) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSN S等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(重要業績指標)				
・仮設住宅の候補地	無(現状)	\Rightarrow	1 箇所(R 2)	

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(地域における共助の推進) 【総務課】

○ 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自 主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図 る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化) 【総務課】

○ 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援 を行う。

(地域と学校の連携) 【学校教育課】

○ 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進 し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、 児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【まちづくり推進課・健康福祉課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、町民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

8-5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

○ 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、町内外各地域を結ぶ道路の計画 的な整備を進めるとともに、橋梁等の補修及び耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必 要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(災害時の交通安全対策) 【総務課】

○ 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の 把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。

(地籍調査の実施)【税務住民課】

○ 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等 を明確にする。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復 興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設課・農林振興課】

○ 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靭化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した 重要業績指標(KPI)を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全 庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

【 別紙 】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地に おける火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設課・総務課】

○ 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数 の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【建設課】

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設課】

○ 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となる おそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等にお ける防火啓発等を進める必要がある。

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生する おそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

○ 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

○ 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができない おそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必 要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】

○ 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・まちづくり推進課】

○ 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務課・社会教育課・学校教育課・健康福祉課】

○ 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 【町立病院・きくすい荘】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 【総務課・建設課】

○ 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災 等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の 耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の 浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【総務課・建設課】

○ 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

○ 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

○ 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等に

より人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(山地・土砂災害対策の推進)【農林振興課・建設課・総務課】

○ 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、 治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必 要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(通信手段の機能強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するお それがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるお それがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【総務課・商工観光課】

○ 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・商工観光課】

○ 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれが あることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

○ 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するお それがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【学校教育課・総務課】

○ 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれ。

があることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(備蓄の促進) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(民間企業と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊する ことにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは 食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、 官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要があ る。

(水道施設の耐震化等) 【建設課・税務住民課】

○ 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(医薬品・医療機器等の確保対策)【町立病院】

○ 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止 するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉課・税務住民課】

○ 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(熊本DCATとの連携体制整備) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配 慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることか ら、平時から連携体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・健康福祉課】

○ 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中 泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定 した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により 死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(災害時の活動拠点等の整備) 【商工観光課】

○ 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み) 【総務課】

○ 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所 等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがある ことから、県と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(防災消防及び警察へリコプターの活用) 【総務課】

○ 多数の道路等の寸断の発生により、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、 情報収集及び救助活動に対する熊本県防災消防へリ及び熊本県警察へリのより効果的な 活用体制を整備する必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農林振興課・建設課】

○ 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、町内外各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、 支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等の町外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、 町内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、町外からの応援部隊の 受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

○ 消防署は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(熊本DMATとの連携体制整備) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や 遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命 救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)との連携体制を整備する必要が ある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがある ため、町内外各地を結ぶ道路網の確保が必要である。

(緊急交通路の確保) 【総務課】

○ 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるので、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行うために交通管理者、道路管理者との連携が必要である。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料供給体制の構築) 【総務課】

○ 大規模災害時、町外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模災害時、ライフライン途絶により、災害拠点病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】

○ 災害時の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、支援が行われる体制を整備す 必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務課・まちづくり推進課】

○ 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を 平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療施設の耐震化等) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の 発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがある ことから、施設の耐震化や防火対策等を促進する必要がある。

(医療救護活動の体制整備) 【健康福祉課・町立病院】

○ 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(熊本DPATの連携強化) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、被災地域の精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる連携体制の整備を行う必要がある。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがある ため、町内外各地を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康福祉課・町立病院】

○ 浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予 防体制を構築する必要がある。

(生活用水の確保) 【税務住民課・総務課】

○ 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【建設課】

○ 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に 発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることがで きる体制を平時から構築する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【総務課・学校教育課・社会教育課】

○ 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎 や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれ があることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【学校教育課】

○ 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

○ 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に 即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・ 受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

○ 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切 な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等において は、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、 町内外を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【商工観光課】

○ 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工観光課】

○ 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【総務課・まちづくり推進課】

○ 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時 の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(石油商業組合との燃料供給体制の構築) 【商工観光課・総務課】

○ 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、 サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから、必要 となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持 に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保 が必要である。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(特定事業者及び防災関係機関との連携等) 【総務課】

○ 大規模災害に伴う産業施設の損壊が、火炎や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、 周辺住民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確か つ迅速な対応を行う体制の確保が必要である。

5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農林振興課】

○ 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農林振興課・建設課】

○ 大規模災害時のライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農林振興課】

○ 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸等の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進) 【農林振興課】

○ 風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないお それがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要 がある。

(石油商業組合との燃料供給体制の構築) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能が停止 するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に 構築する必要がある。

(電気、ガスBCPの策定) 【総務課】

○ 大規模災害時、電力及びガスの供給・貯蔵施設の被災により、供給が停止するおそれが あることから、災害時の対策を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(応急給水体制の整備) 【建設課】

○ 大規模災害発生時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず町民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(上水道BCPの策定) 【建設課】

○ 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響 を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等)【建設課】

○ 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等) 【建設課】

○ 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課・農林振興課】

○ 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、 町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

7-1 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

○ 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設課】

○ 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害 の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林振興課】

○ 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設課】

○ 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【総務課・税務住民課】

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれが あることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策) 【総務課・建設課】

○ 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアス ベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されること から、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【総務課】

○ 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)への対応体制を整備する必要がある。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林振興課・農業委員会】

○ 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【農林振興課・税務住民課】

○ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【農林振興課】

○ 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林振興課・建設課】

○ 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興) 【農林振興課・まちづくり推進課】

○ 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課・商工観光課】

○ 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【税務住民課】

○ 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復 旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家 屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行) 【税務住民課・建設課】

○ 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【社会教育課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸の おそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務 が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要で ある。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【健康福祉課・建設課・総務課】

○ 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

(地籍調査の実施) 【税務住民課】

○ 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建 が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(相談体制の整備) 【健康福祉課】

○ 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されること から、町民からの各種相談に対応する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(地域における共助の推進) 【総務課】

○ 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡 大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化) 【総務課】

○ 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されること から、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携)【学校教育課】

○ 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあること から、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【まちづくり推進課・健康福祉課】

○ 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該 地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維 持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じてお く必要がある。

8-5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

○ 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、 町内外各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の交通安全対策) 【総務課】

○ 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興 の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

(地籍調査の実施) 【税務住民課】

○ 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からの インフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要 がある。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復 興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【建設課・農林振興課】

○ 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興 が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

和水町国土強靭化地域計画

発 行 和水町

〒865-0192

熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

電 話 0968-86-3111 (代)

FAX 0968-86-4215

和水町国土強靱化地域計画

(別紙)

強靱化推進方針に基づく取組一覧

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1)大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

計画の推進のた	めに必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
住宅の耐震化及び危険	なブロック塀等の撤去等	戸建て木造住宅の耐震化及び危険なブロック塀等の撤去等を推進し、 安全性を高める。	1-1	建設課
住宅密集地における火	災の拡大防止	消防水利の確保や水利条件が悪い地域に40t級の地下埋設型の耐震性貯水槽の設置。	1-1	総務課

(1-2)大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な関	双組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
既存公営住宅等の安全性の確保	既存の公	営住宅の長寿命化を目的とした改修の実施。	1-2	建設課

(1-3)台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
道路網の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 内田吹野線(内田工区) 江田高野線(古関工区) 西光寺中林線(板楠工区) 芝塚東山線(東古地工区) 岩線(中岩工区) 岩線(市源寺工区) 前原龍の草線(前原工区) 大杉下津原線(志口永工区) 下平松木原線(上十町工区) 牧野小田線(日平工区)	1-1, 1-3, 2-1 2-3, 2-4, 2-5 2-7, 4-2, 5-2 5-5, 6-4, 8-5	建設課
橋梁補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋 梁の計画的な補修を実施する。 岩下橋 河古原橋 福田3号橋 志源・春橋 白本本4号橋 志源・春橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等橋 日本本等 日本本等	1-3, 2-1, 2-3 2-4, 4-2, 5-2 5-5, 6-4, 8-5	建設課
道路の冠水対策	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路嵩上げ等の冠水対策を推進する。 【冠水対策】 藤田立石線(大江田工区)	1-3	建設課
舗装の強化	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、生活道路における舗装構成の計画的な改善を図る。 東小下津原線(岩尻工区) 蛇田高野線(岩尻工区) 山口1号線(上十町工区) 小田線(和仁工区) 牧野小田線(日平工区)	1-3, 2-1, 2-3 2-4, 4-2, 5-2 5-5, 6-4, 8-5	建設課

(1-4)大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態口

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
	山地災害による人的被害等を防ぐため、治山事業、保安林整備事業を 実施する。	1-4	農林振興課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
合併処理浄化槽の整備の推進	汚水処理機能の長期停止の防止と生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に町が主体となり、国費助成及び県費補助を活用し、浄化槽の整備を行う。	6–3	建設課

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-4)農地・森林等の荒廃による被害の拡大口

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
鳥獣被害対策の推進	鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡 大することを防止する。	7–4	農林振興課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-6)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 口

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
T管理河川の河道改修等	風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める。 堀谷川 長谷川 西山川 一ノ谷川 裏谷川 簾置川 坂本川 大谷川 開田川 櫟部川 西原川 中里川 上和谷川 東山川 藤田川	8-6	建設課
竹管理河川の河道掘削	洪水発生時等の水位上昇に備え、流下能力を確保するための河道掘削を進める。 深倉川 藤田川 藤田川 勝田清川 人井原川 中世紀川 西原川町 大久尾川 中田川川 日本川川 田川川 十山口川 大谷園川 市田川川 山田川川 山田川川 山田川川 大谷園川 古浦田川 山田川川 大大路川 田田川川 大谷間川 大久田川 大石田川 田田川川 大石田川 大石田川 大石田川 大石田川 大石田川 大石	8-6	建設課
	66		

	1	ı
半田六川		
工果川		
日何川		
裏谷川		
簾置Ⅲ		
** Table Table		
塩井谷川		
亀ノ浦川		
一ノ谷川		
小田川		
水上川		
東山川		
長公川		
大ケ厩川		
浦川		
浦谷川		
	半田六川 有山東川 上日南川 裏谷川 簾鷹原川 萱原川 萱原川 萱井谷川 亀ノ浴谷川 ーハエ川 水上山川 東谷川 菰田川 表田川 菰田川 瀬田川 瀬田川	有山川 上東川 日東谷川 譲置川 機原川 萱井谷川 亀ノ浦川 一ノ谷川 小上川 東山川 東山川 表谷川 菰田蔵川 満田田蔵 浦川

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	課名
河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対 策	治水機能の強化・回復を図るため、河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対策や洗堀対策に取り組む。 【水門・排水機場等の長寿命化対策】		
	【護学等の老朽化対策等】 「堀谷川 長西」/ 谷川 長西」/ 谷川 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	8-6	建設課